

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水熱交換器建屋(南側)地下1階階段室において、鉄製階段に設置される接地線外れが認められたため、当該接地線を修理。	GIII	
2	2号機	補機冷却海水系配管点検において、配管内面ライニング(被覆)に孔食(4箇所)が認められたため、当該配管ライニングを補修。	GIII	
3	4号機	中央制御室制御盤「主盤NO.7 状態表示画面」において、表示不良(映像が消灯していたため、状態表示画面表示用電源のON/OFFを実施し再点灯したが、数分後再度消灯した)が認められたため、当該状態表示画面を交換。	GIII	